

第7章 再犯防止等の推進（再犯防止推進計画）

全国で刑法犯により検挙された再犯者数は、平成18年をピークとして、その後は漸減状態にあります。しかしながら、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙者数に占める再犯者数の割合は一貫して上昇しており、平成28年及び平成29年には、現在と同様の統計を取り始めた昭和47年以降最も高い48.7パーセントとなっています。

国においては各種数値目標を掲げ、再犯防止対策に取り組んでいるところですが、刑事司法関係機関による取組のみでは限界が生じており、貧困や疾病、障害、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える犯罪をした人等（犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人）が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等、国・地方公共団体・民間協力者が一丸となった取組が求められています。

（1）地方再犯防止推進計画の策定

このような中、再犯の防止等に係る国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に施行されました。同法には、再犯の防止等に関する施策の推進を図るため、国が再犯防止推進計画を策定するとともに、都道府県及び市町村においても再犯防止推進計画を勘案した「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることが規定されており、平成29年12月には国の計画が策定されました。

これらを踏まえ、本市においては、本項目を再犯防止推進計画として位置付け、地域福祉計画と一体的に施策を推進することとします。

（2）再犯者、刑務所出所者等に係る全国の状況 ※平成30年版再犯防止推進白書

（法務省）より

① 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（平成29年）

再犯者数	再犯者率
104,774人	48.7%

② 新受刑者中の再入者数及び再入者率（平成29年）

再入者数	再入者率
11,476人	59.4%

③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率（平成28年出所受刑者）

2年以内再入者数	2年以内再入率
3,971人	17.3%

④ 主な罪名別 2 年以内再入率（平成 28 年出所受刑者）

覚醒剤取締法違反	性犯罪	傷害・暴行	窃盗
18.7%	8.0%	16.1%	22.3%

⑤ 特性（高齢（65 歳以上）、女性、少年）別 2 年以内再入率（平成 28 年出所受刑者、少年院出院者）

高齢	女性	少年
20.6%	14.2%	10.2%

⑥ 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した人の数及び割合（平成 29 年度）

就職した人の数	就職した人の割合
3,152 人	40.4%

⑦ 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

協力雇用主数	実際に雇用	雇用者数
20,704 社	887 社	1,465 人

⑧ 保護観察終了時に無職である人の数及び割合（平成 29 年）

無職である人の数	無職である人の割合
6,360 人	21.9%

⑨ 刑務所出所時に帰住先がない人の数及び割合（平成 29 年）

帰住先がない人の数	帰住先がない人の割合
3,890 人	17.7%

⑩ 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した人の数（平成 29 年）

一時的に居場所を確保した人の数
11,167 人

（3）取組の方向性

① 国の取組

国においては、矯正施設（刑務所、少年院等）における職業訓練等の就労支援、協力雇用主の確保に向けた企業等への働き掛け、更生保護施設や自立準備ホームによる帰住先の確保、薬物事犯者等への専門的指導プログラムの実施等の各種取組のほか、地方

公共団体との連携強化のため、犯罪をした人等の支援等に必要な情報の提供や地方公共団体との協働による施策の実施等を推進することとされています。

- 就労の確保等
- 住居の確保等
- 高齢者又は障害者等への支援等
- 薬物依存を有する人への支援等
- 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組
- 地方公共団体との連携強化等のための取組
- 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

② 市として取り組む施策

これらの国の取組を踏まえ、国からの情報の活用や国が実施する施策への協力等により国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、地域福祉教育総合支援ネットワークによる関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

なお、各種支援を行うに当たっては、対象者の個人情報の適切な取扱いに十分配慮するものとします。

○就労の確保

津保護観察所や名張保護司会等の関係機関・団体との連携も図りながら要支援者の把握に努め、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業等をはじめとした各種支援につなぎます。

また、市と名張保護司会との協定に基づく保護観察者の就労支援や、入札参加資格者のランク付けに係る協力雇用主への加点等についても引き続き取り組みます。

○高齢者又は障害者等への支援

犯罪をした高齢者又は障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。

○再犯防止に関する啓発活動の推進

名張保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施するほか、市広報への「名張保護司会便り」の掲載等により、再犯防止に向けた啓発に努めます。

○国から提供される情報の活用

国から提供される、国が犯罪をした人等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報を、再犯防止のための取組に活用します。

○国・地方協働による施策の推進

国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国が実施する施策への協力を努めます。

○関係機関・団体との連携強化

刑事司法手続を離れた人を含むあらゆる犯罪をした人等が、地域において必要な支援を受けられるよう、平成 30 年5月に開設した「名張更生保護サポートセンター」を地域の更生保護の活動拠点としながら、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関や更生保護女性会、BBS、青少年育成市民会議等、更生保護及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携強化を図っていきます。

○情報共有体制の整備

民生委員・児童委員やまちの保健室の職員を始めとした、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る基本知識習得のための研修等も行いながら、支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取り組みます。